

議案第 16 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 6 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「、社会福祉士及び介護福祉士の職務」を「、社会福祉士、介護福祉士及び介護支援専門員の職務」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。